

令和5年度指導監査等の実施結果

児童福祉施設等

群馬県健康福祉部福祉局監査指導課

－ 目 次 －

I 指導監査

1 指導監査の概要	1
令和5年度児童福祉施設等指導監査実施方針	3
2 一般指導監査の実施状況・結果	4
(1) 一般指導監査の実施状況	4
(2) 一般指導監査の結果	5
(3) 文書指摘の内訳	6
3 特別指導監査の実施状況・結果	6

II 事例等

1 指導監査(立入調査)の項目について	7
2 主な指摘事項について	8
(1) 児童福祉施設	8
(2) 認可外保育施設	9

※令和5年度の指導監査については、生活こども部生活こども課が実施、
令和6年度より健康福祉部福祉局監査指導課の所管となる。

I 指導監査

1 指導監査の概要

(1) 指導監査の目的

保育所及び幼保連携型認定こども園等の指導監査は、児童福祉法や認定こども園法の規定に基づき、県条例で定める設備及び運営に関する基準を維持し、施設の適正な運営、安全・安心な環境の確保及び教育・保育の質の向上を図ることを目的に実施しています。

(2) 指導監査等の対象

ア 児童福祉施設等

保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設
社会福祉法人(生活こども部所管法人)

イ 認可外保育施設

(3) 指導監査等の類型

ア 児童福祉施設等に対する指導監査

a 一般監査

指導監査事項全体について、児童福祉施設の所在地において行うもので、原則、実地で行います。

ただし、必要と認められる場合には、書面監査を行うこともあります。

実施頻度は1年に1回です(法人は3年に1回)。

b 特別監査

特定の指導監査事項を定め重点的又は改善が図られるまで継続的に行うもので、特命により行う指導監査を指します。実地で行います。

イ 認可外保育施設に対する立入調査

定期的に施設に出向いて現地確認や聞き取り、書類の確認等を行うものです。

実施頻度は原則1年に1回です。

(4) 指導監査等に基づく改善指導

指導監査等の結果については、軽微なものは口頭指摘とし、基準違反等の重要なものは文書指摘として通知を行い、改善状況の報告を求めています。

重大な基準違反が認められた場合や度重なる一般監査によっても改善の措置が認められない場合は、業務改善命令を行うことがあります。

(5) 市町村との連携

指導監査等への同行や指摘事項の共有等により、市町村と指導の連携を図っています。

(6) 指導監査等の情報公開

群馬県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、指導監査等の結果通知及びこれに対応する改善報告について、個人情報を除き開示しています。

(7) 令和5年度の指導監査実施方針

前年度の指導監査結果の分析等を行い、「令和5年度児童福祉施設等指導監査実施方針」を策定し、より実効性のある指導監査を実施しました。

令和5年度児童福祉施設指導監査実施方針

令和5年4月1日
生活こども部生活こども課

1 趣旨

県は、「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」（以下、「計画」という。）を策定し、令和2年度から令和6年度の5年間にかけて、子育ての希望実現に取り組むとともに、虐待防止などにより全ての子どもが等しく次世代に希望をつないでいけるよう全力で取り組んでいくとしている。

計画では、安全・安心な保育環境の確保や幼児教育・保育の質の向上を図るため、施設整備及び運営支援、人材確保及び資質向上等の具体的施策を展開するとしており、指導監査の実施も掲げられている。

これらを踏まえ、群馬県児童福祉施設指導監査実施要綱第7の規定に基づき、本年度の児童福祉施設に対する指導監査の重点項目を次のとおり定める。

また、群馬県認可外保育施設立入調査実施要領第6条により定める認可外保育施設に対する立入調査の重点項目も同様とする。

2 重点項目

(1) 虐待防止対策

- ア 定期的な職員研修の実施
- イ 風通しの良い組織運営の確立
- ウ チーム体制による支援及び情報共有

(2) 事故防止対策

- ア 人員基準及び面積基準の遵守
- イ 事故防止対策の実践と定着及びヒヤリハット事例の活用
- ウ 食物アレルギー誤食事故防止の体制整備

(3) 非常災害対策及び防犯対策

- ア 各マニュアルやハザードマップの共通理解及び情報共有
- イ 実効性のある定期的な避難訓練等の実施
- ウ 非常時の迅速な連絡手段及び引渡方法の確立

(4) 感染症対策

- ア 感染症対策マニュアルの共通理解及び情報共有
- イ 食中毒予防の体制整備
- ウ 共有設備等の衛生管理

2 一般指導監査の実施状況・結果

(1) 一般指導監査の実施状況

【児童福祉施設等】

事業種別	対象数 (※1)	実施状況				施設等所管課	
		実施数		実施率	前年度比		
		実地	書面				
保育所(※2)	167	93	74	100%	(-9)	こども・ 子育て支援課	
幼保連携型認定こども園	121	72	49	100%	(+6)		
児童養護施設等	14	14	0	100%	(±0)	児童福祉課	
内 訳	乳児院	3	3	0	100%		(±0)
	母子生活支援施設	1	1	0	100%		(±0)
	児童養護施設	8	8	0	100%		(±0)
	児童心理治療施設	1	1	0	100%		(±0)
	児童自立支援施設	1	1	0	100%		(±0)
認可外保育施設(※3)	112	39	3	38%	(-7)	こども・ 子育て支援課	
計	414	218	126	83%	(-10)		

(※1) 対象数は、休止中の施設を除きます(保育所1)。

(※2) 保育所には、保育所型認定こども園(5施設)を含みます。

(※3) 認可外保育施設の実施数(実地)の内訳は次のとおりです。

夜間・一時預かり(7)、事業所内・病院内(23)、その他一般認可外(9)

【社会福祉法人】

事業種別	対象数	実施状況			法人所管課
		実施数	実施率	前年度比	
保育所設置社会福祉法人	15	5	33%	(+4)	こども・子育て支援課
幼保連携型認定こども園 設置社会福祉法人	10	3	30%	(-4)	
児童養護施設等設置社会福祉法人	1	1	100%	(+1)	児童福祉課
計	26	9	35%	(+1)	

(※1) 複数の事業種別を経営する法人は、主たる事業種別に計上しています。

(2)一般指導監査の結果

【児童福祉施設等】(文書指摘件数)

項目	施設別 保育所・ 保育所型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	児童養護 施設等	認可外 保育施設	計	
						前年度比
人員基準・職員	-	-	-	1	1	(±0)
設備基準	1	4	-	-	5	(+2)
防災・防犯対策	1	5	-	-	6	(+3)
食事の提供	-	2	-	-	2	(+1)
保育(教育)・処遇	1	1	-	2	4	(+4)
運営基準	-	-	-	1	1	(±0)
預り金	-	-	-	-	0	(±0)
弾力運用	-	-	-	-	0	(±0)
計	3	12	0	4	19	(+10)

文書指摘施設数 3 施設 10 施設 0 施設 4 施設 17 施設

【社会福祉法人】(文書指摘件数)

項目	法人別 保育所設置 社会福祉法人	幼保連携型 認定こども園 設置社会福祉法 人	児童養護 施設等設置 社会福祉法人	計	
					前年度比
法人運営	2	-	-	2	(-3)
事業	-	-	-	0	(±0)
管理(会計等)	-	-	-	0	(±0)
計	2	0	0	2	(-4)

※ 複数の事業種別を経営する法人は、主たる事業種別に計上しています。

(3)文書指摘の内訳

【児童福祉施設等】

類型	項目	指 摘 内 容	件数
保育所・ 保育所 型認定 こども 園	設備基準	乳児室・ほふく室で面積基準を超過している	1
	防災・防犯対策	避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施していない	1
	保育(教育)・処遇	利用者等からの苦情記録が整備されていない	1
		計	3
幼保連 携型認 定こど も園	設備基準	乳児室・ほふく室で面積基準を超過している	3
		施設・設備の安全点検を毎学期1回以上実施していない	1
	防災・防犯対策	避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施していない	3
		不審者対応マニュアルの未整備及び防犯訓練の未実施	2
	食事の提供	満3歳未満児に外部搬入の給食を提供	1
		調理従事者の検便を実施していない	1
	保育(教育)・処遇	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成していない	1
		計	12
認可外 保育施 設	人員基準・職員	保育に従事する職員の常時2人以上の配置や保育士等の資格を有する者の配置がされていない	1
	保育(教育)・処遇	児童の健康診断の実施回数が基準を満たしていない	2
	運営基準	利用者に交付する契約内容を記載した書面の未整備	1
		計	4
合計			19

3 特別指導監査の実施状況・結果

実施なし

Ⅱ 事例等

1 指導監査(立入調査)の項目について

施設の適正な運営、安全・安心な環境の確保及び教育・保育の質の向上を図ることを目的に、児童福祉施設等の指導監査を実施しており、主に下記の項目について確認、指導を行います。

項目	主な内容
人員基準・職員	職員配置、資格要件、職員の健康状態の把握、職員研修の実施状況 等
設備基準	施設及び保育室等の面積、設備及び遊具等の維持管理 等
防災・防犯対策	消防用設備の点検状況、避難及び消火訓練の実施状況、非常災害対策、防犯対策 等
食事の提供	給食等の提供状況、衛生管理の状況、食物アレルギーのある児童への対応、給食委託等の状況 等
保育(教育)・処遇	保育(教育)の内容(指導計画等)、子どもの健康状態の把握、事故予防及び再発防止、感染症対策、自己評価及び第三者評価の実施状況 等
運営基準	園則、運営規程、利用者への情報提供 等
預り金	預り金の保管、管理(受払)、返還手続 等
弾力運用	委託費の弾力運用、措置費の弾力運用

2 主な指摘事項について

(1) 児童福祉施設

保育所、幼保連携型認定こども園の指導監査で指摘した主な事項は次のとおりです。

項目：設置基準

事例 1 乳児室、ほふく室での面積基準の超過
乳児室、ほふく室で、面積あたりの定員を超過して児童を保育している

保育所は「群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以降、「最低基準条例」という)第 45 条で、幼保連携型認定こども園は「群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(以降、「幼保基準条例」という)第 9 条で、児童 1 人あたりに必要な保育室の面積数を次のとおり定めています。

- ・ほふくしない満 2 歳未満児：1 人あたり 1.65 m²以上
- ・ほふくする満 2 歳未満児：1 人あたり 3.3 m²以上
- ・満 2 歳以上児：1 人あたり 1.98 m²以上

満 2 歳未満児は利用ニーズが高い一方、基準より狭い範囲内で児童を保育している事例や、面積超過が常態化している施設も見受けられます。

十分な面積が確保できないままの保育は事故のリスクが高まるほか、保育の質の低下も懸念されます。基準を遵守し、児童の安全確保に努めてください。

項目：防災・防犯対策

事例 2 避難訓練及び消火訓練の実施回数が基準を満たしていない
施設の立地等に即した避難訓練と消火訓練を毎月 1 回以上実施していない

保育所は「最低基準条例」第 7 条、幼保連携型認定こども園は「幼保基準条例」第 14 条の各規定で、少なくとも毎月 1 回は避難訓練及び消火訓練を行わなければならないと定めています。

避難訓練については、火災・地震を想定した訓練だけでなく、水害や土砂災害など、施設の立地や地域の特性に即した災害対策を検討し、避難訓練を実施するよう指導しています。

消火訓練については、水害や土砂災害等、二次災害として火災が想定されにくい避難訓練を実施した月や防犯訓練を実施した月に、消火訓練の実施を失念する事例が多くあります。

施設の実情に即した避難訓練を実施するとともに、避難訓練と消火訓練はそれぞれ毎月 1 回以上実施してください。また、実施後には振り返りを行い、職員の協力体制の見直しや施設を取り巻く環境等を再確認し、より実効性のある訓練となるよう努めてください。

項目：食事の提供

事例3 食物アレルギーへの対応が不適切

食物アレルギーのある子どもの最新の情報を園全体で共有していない

保育所は、「保育所保育指針」第3章2(2)ウで、幼保連携型認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第3章第3節6で、食物アレルギーのある子どもに対して、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するよう定めています。

食物アレルギーは成長とともに治癒することが多いことから、対象児それぞれの対応方法を正しく把握する必要があり、年に1回以上は医師の診断に基づく生活管理指導表(学校生活管理指導表)の提出を求めています。また、医師の診断及び指示に基づいて、施設全体で組織的に対応してください。

令和5年度の指導監査では、「食物アレルギー対応の情報が全職員の共通理解となっていない」「入所時に生活管理指導表を提出したが、その後更新がされていない」「確認が疎かになり、人的エラーが発生している」等の事例が散見されました。

不適切な対応は重症化や誤食を招く可能性もあるため、医師の診断及びガイドラインを遵守し、適切に対応してください。

(2) 認可外保育施設

認可外保育施設の立入調査で指摘した主な事項は次のとおりです。

項目：保育(教育)・処遇

事例1 児童の健康診断の実施回数が不適切

健康診断の未実施や実施回数不足により、専門的な見地から児童の健康状態を把握していない

「認可外基準」第7(3)で「継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること」と定めています。施設での健康診断実施が困難な場合は、保護者から健康診断書の写しや、自治体で実施した乳幼児健診の結果が記載された母子健康手帳の写しの提出を受けることで健康診断に代えることも可能としています。ただし、自治体で実施する幼児健診のみでは健康診断の間隔が1年以上開いてしまう期間があるため、その場合には該当児童に健康診断を受けさせる必要があります。

医師による健康診断により、児童一人ひとりの健康状態を専門的な見地から把握できるほか、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見にもつながります。該当する児童の利用がある場合は、確実に健康診断を実施するとともに、健康状態の把握を行ってください。